

議案第 27 号

二宮町火災予防条例の一部を別紙のように改正する。

平成 28 年 2 月 26 日提出

二宮町長 村田 邦子

〔提案理由〕

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正により、グリドル付こんろなどの新たな設備器具に関する離隔距離の規定が整備されたことに伴い、本条例に必要な改正をするために提案する。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例

二宮町火災予防条例（昭和 37 年二宮町条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第3

種類			入力	離隔距離 (cm)				備考					
				上方	側方	前方	後方						
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200						
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150						
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100						
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200						
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100						
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50						
ふろがま	気体燃料	不燃以外	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下	—	15注	15	15	注:浴槽との離隔距離は0cmとするが、合成樹脂浴槽(ポリプロピレン浴槽等)の場合は2cmとする。	
					内がま	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下	—	—	60	—		
				浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	15	15	15		
					外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	15	60	15		
				内がま	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	15	60	—			
					密閉式	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	2注	2	2		
			屋外用	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	60	15	15	15				
			不燃	半密閉式	浴室内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下	—	4.5注	—		4.5
						内がま	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下	—	—	—		—
					浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	4.5	—		4.5
						外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	4.5	—		4.5
					内がま	21 kW以下	ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下	—	—	—	—		

		密閉式		21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	—	2注	—	2			
		屋外用		21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	30	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外			39 kW以下		60	15	15	15			
	不燃			39 kW以下		50	5	—	5			
上記に分類されないもの				—		60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	強制対流型	19 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1：風道を使用するものにあつては15cmとする。 注2：ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。	
					強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26 kW以下	100	15	150		15
	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kWを超え70 kW以下	100	15		100注1	15					
	強制排気型	26 kW以下	100	150		150	150					
	強制給排気型	26 kW以下	60	10		100	10					
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70 kW以下	80	5	—		5
						温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	80	150	—		150
						強制排気型	26 kW以下	50	5	—		5
						強制給排気型	26 kW以下	50	5	—		5
	上記に分類されないもの				—		100	60	60注2	60		
厨房設備	気体燃料	不燃以外	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 kW以下	100	15注	15	15注	注：機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。		
				据置型レンジ	21 kW以下	100	15注	15	15注			
	不燃	開放式	組込型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ、キャビネット型 こんろ・グリル付 こんろ・グリドル付 こんろ	14 kW以下	80	0	—	0				

				据置型レンジ	21 kW以下	80	0	—	0			
				使用温度が800°C以上のもの	—	250	200	300	200			
				使用温度が300°C以上800°C未満のもの	—	150	100	200	100			
				使用温度が300°C未満のもの	—	100	50	100	50			
ボイラー	気体燃料	不燃以外	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式			12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15		
						12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5		
		密閉式			42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	60	15	15	15			
		フードを付ける場合		42 kW以下	15	15	15	15				
		不燃	開放式	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5			
	フードを付ける場合			7 kW以下	10	4.5	—	4.5				
	半密閉式				42 kW以下	—	4.5	—	4.5			
					42 kW以下	4.5	4.5	—	4.5			
	密閉式				42 kW以下	30	4.5	—	4.5			
			屋外用	フードを付けない場合	42 kW以下	10	4.5	—	4.5			
	フードを付ける場合			42 kW以下	10	4.5	—	4.5				
	液体燃料		不燃以外			12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15		
				12 kW以下	40	4.5	15	4.5				
不燃				12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5				
				12 kW以下	20	1.5	—	1.5				
上記に分類されないもの					23 kWを超える	120	45	150	45			
					23 kW以下	120	30	100	30			
ストーブ	気体燃料	不燃以外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	30	60	100	4.5	注：熱対流方向が一方方向に集中する場合には60cmとする。	
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
		不燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7 kW以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	19 kW以下	60	4.5	4.5	4.5		
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	150	100	100	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	150	15	100	15		
		不燃	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100		
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	5	—	5		
	上記に分類されないもの					—	150	100	150	100		
	乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
開放式				衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5			
上記に分類されないもの				内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
			半密閉式			12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5		

備	不燃	密閉式	常圧貯蔵型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0	
		屋外用		壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				フードを付けない場合	12 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15	15	
				常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—	4.5
		開放式		フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5	
				半密閉式		12 kW以下	—	4.5	—	4.5
	密閉式	常圧貯蔵型		12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0	
		瞬間型	壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			屋外用	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	—	4.5	
				フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	—	4.5	
				液体燃料	不燃以外	12 kW以下	40	4.5	15	4.5
		不燃		12 kW以下	20	1.5	—	1.5		
	給湯湯沸設備	不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	—	15	15	15	
				瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	—	15	15	15	
			密閉式		常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
瞬間型					調理台型	12 kWを超え70 kW以下	—	0	—	0
瞬間型				壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
				屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	60	15
フードを付ける場合			12 kWを超え42 kW以下			15	15	15	15	
瞬間型				フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15	
				フードを付ける場合	12 kWを超え70 kW以下	15	15	15	15	
密閉式			常圧貯蔵型		12 kWを超え42 kW以下	—	4.5	—	4.5	
		瞬間型		12 kWを超え70 kW以下	—	4.5	—	4.5		
		瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
			壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	—	4.5		
		屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	—	4.5
				フードを付ける場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	—	4.5	
瞬間型			フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	—	4.5		
			フードを付ける場合	12 kWを超え70 kW以下	10	4.5	—	4.5		
液体燃料		不燃以外		12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15		
		不燃		12 kWを超え70 kW以下	50	5	—	5		
		上記に分類されないもの		—	60	15	60	15		
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	
				全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100	
		バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	注1	4.5	
			強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5		
			開放式	バーナーが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5
	全周放射型	7 kW以下			80	80	80	80		
	バーナーが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	注1	4.5		
		強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5			
		液体燃料	不燃以外	開放式	放射型	7 kW以下	100	50	100	20
	自然対流型				7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100	
7 kW以下					100	50	50	50		
強制対流	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下	100	15	100	15				

注1:熱対流方向が一方に集中する場合には60 cmとする。
注2:方向性を有するものには100 cmとする。

不燃	開放式	型	温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150		
				7 kW以下	100	100	100	100		
		放射型	7 kW以下			80	30	—	5	
			7 kWを超え12 kW以下			120	100	—	100	
		自然対流型	7 kW以下			80	30	—	30	
			7 kWを超え12 kW以下			80	5	—	5	
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	12 kW以下			80	5	—	5
				温風を全周方向に吹き出すもの	7 kWを超え12 kW以下			80	150	—
		7 kW以下			80	100	—	100		
		固体燃料				—	100	50 注2	50 注2	50 注2
不燃以外	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (1口)	5.8 kW以下	100	15	15	15		
			卓上型 こんろ (2口以上)・ グリル付こんろ・グリ ドル付 こんろ	14 kW以下	100	15 注	15	15 注		
		バーナー が隠ぺい	加熱部が開放	卓上型 グリル	7 kW以下	100	15	15	15	
			加熱部が隠ぺい	卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7 kW以下	50	4.5	4.5	4.5	
		卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 ける場 合)		7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
		調理用器具	気体燃料	バーナー が隠ぺい	炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7 kW以下	30	10	10	10
					圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	30	10	10	10
					卓上型 こんろ (1口)	5.8 kW以下	80	0	—	0
		不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ (2口 以上)・ グリル 付こん ろ・グリ ドル付 こんろ	14 kW以下	80	0	—	0
					卓上型 グリル	7 kW以下	80	0	—	0
バーナー が隠ぺい	加熱部が開放			卓上型 グリル	7 kW以下	80	0	—	0	
	加熱部が隠ぺい			卓上型 オープン・グリ ル(フー ドを付 けない 場合)	7 kW以下	30	4.5	—	4.5	

注: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。

				卓上型 オープン・グリル(フ ードを付 ける場 合)	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	
				炊飯器 (炊飯 容量4 リット ル以下)	4.7 kW以下	15	4.5	—	4.5	
				圧力調 理器(内 容積10 リット ル以下)	—	15	4.5	—	4.5	
移動式 こんろ	液体 燃料	不燃以外			6 kW以下	100	15	15	15	
		不燃			6 kW以下	80	0	—	0	
		固体燃料			—	100	30	30	30	
電気 温風機	電気	不燃以外			2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：温風の 吹き出し 方向にあ っては60 cmとす る。
		不燃			2 kW以下	0 注	0 注	— 注	0 注	
電気調 理用機 器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レ ンジ、電磁誘導加熱 式調理器(こんろ形 態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が 電磁誘導加熱式調理器でない もの	4.8 kW以下(1口当たり2 kWを超え3 kW 以下)	100	2	2	2	注1：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 (こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器でない 場合にお ける発熱 体の外周 からの距 離)を示 す。 注2：機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 (こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器の場合 における 発熱体の 外周から の距離) を示す。
					—	—	20 注1	—	20 注1	
					—	—	10 注2	—	10 注2	
					100	2	2	2		
		4.8 kW以下(1口当たり1 kWを超え2 kW 以下)	—	15 注1	—	15 注1				
		—	—	10 注2	—	10 注2				
		100	2	2	2					
		4.8 kW以下(1口当たり1 kW以下)	—	10 注1 注2	—	10 注1 注2				
こんろ部分の全部が電磁誘導 加熱式調理器のもの	100	2	2	2						
—	—	10 注2	—	10 注2						
不燃	電気こんろ、電気レ ンジ、電磁誘導加熱 式調理器(こんろ形 態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が 電磁誘導加熱式調理器でない もの	こんろ部分の全部又は一部が 電磁誘導加熱式調理器でない もの	4.8 kW以下(1口当たり3 kW以下)	80	0	—	0		
				—	—	0 注1 注2	—	0 注1 注2		
				5.8 kW以下(1口当たり3.3 kW以下)	80	0	—	0		
				—	—	0 注2	—	0 注2		
電気 天火	電気	不燃以外			2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口 面にあっ ては10 cmとす る。
		不燃			2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	

電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注：排気口 面にあつ ては10 cmとす る。
		不燃	電熱装置を有するもの	2 kW以下	10	4.5 注	—	4.5 注	
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100	
			自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80		
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0		
電気乾燥器	電気	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1：前面 に排気口 を有する 機器にあ つては0 cmとす る。 注2：排気 口面にあ つては 4.5 cmと する。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0	

備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。

2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則
この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後							改正前								
別表第3							別表第3								
種類	入力	離隔距離 (cm)				備考	種類	入力	離隔距離 (cm)				備考		
		上方	側方	前方	後方				上方	側方	前方	後方			
炉	開放炉	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	150	200	150	—	150	150	200	150			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	100	100	100	—	100	100	100	100			
	開放炉以外	使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200	—	250	200	300	200			
		使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100	—	150	100	200	100			
		使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50	—	100	50	100	50			
浴室設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下〕	—	15 注	15	15	注：浴槽との離隔距離は0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2 cmとする。	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下〕	—	15 注1	15	注1：浴槽との離隔距離は0 cmとするが、合成樹脂浴槽（ポリプロピレン浴槽等）の場合は2 cmとする。		
		21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下〕	—	—	60	—			21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42 kW以下〕	—	—	60		—	
	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	5	15		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	5		15	
		21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15		60	15
浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15	浴室外設置	外がままでバーナー取り出し口のあるもの		21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15	
		21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	—			21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	—		
ふろがまま 気体燃料 不燃以外 半密閉式	浴室設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	5	15	浴室設置	外がままでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	5	15	
			21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15			外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15
		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	15		浴室外設置		外がままでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60
			21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕	—	15	60	—			21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下〕		—	15	60	—

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前										
密閉式	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	2注	2	2	密閉式	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	2注1	2	2		
屋外用	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	60	15	15	15	屋外用	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	60	15	15	15		
浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	-	4.5注	-	4.5	浴室 内設置	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	-	4.5注1	-	4.5		
	内がま	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	-	-	-	-		内がま	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては42kW以下〕	-	-	-	-	-	
半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	4.5	-	4.5	半密閉式	外がまでバーナー取り出し口のないもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	4.5	-	4.5		
	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	4.5	-		4.5	浴室外設置	外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	4.5	-	4.5
	内がま	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	-	-	-		内がま	21 kW以下 〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	-	-	-	-	
密閉式	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	2注	-	2	密閉式	21 kW以下	〔ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21kW以下〕	-	2注1	-	2		

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前					
	屋外用	21 kW以下	[ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下]	30	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外	39 kW以下		60	15	15	15			
	不燃	39 kW以下		50	5	—	5			
	上記に分類されないもの	—		60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型	19 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注1： 風道を使用するものにあつては15cmとする。
				温風を前方向に吹き出すもの	26 kW以下	100	15	150	15	注2： ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	強制対流型	26 kWを超え70 kW以下	100	15	100注1	15				
	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	100	150	150	150	
				強制排気型	26 kW以下	60	10	100	10	
	液体燃料	密閉式	強制給排気型	26 kW以下	60	10	100	10		
				温風を前方向に吹き出すもの	70 kW以下	80	5	—	5	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26 kW以下	50	5	—	5	
	密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの	—	—		100	60	60注2	60			
	屋外用	21 kW以下	[ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては当該バーナーが70 kW以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21 kW以下]	30	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外	39 kW以下		60	15	15	15			
	不燃	39 kW以下		50	5	—	5			
	上記に分類されないもの	—		60	15	60	15			
温風暖房機	気体燃料	不燃以外・不燃	半密閉式・密閉式 バーナーが隠ぺい	強制対流型	19 kW以下	4.5	4.5	60	4.5	注2： 風道を使用するものにあつては15cmとする。
				温風を前方向に吹き出すもの	26 kW以下	100	15	150	15	注3： ダクト接続型以外の場合にあつては100cmとする。
	強制対流型	26 kWを超え70 kW以下	100	15	100注2	15				
	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	100	150	150	150	
				強制排気型	26 kW以下	60	10	100	10	
	液体燃料	密閉式	強制給排気型	26 kW以下	60	10	100	10		
				温風を前方向に吹き出すもの	70 kW以下	80	5	—	5	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を全周方向に吹き出すもの	26 kW以下	80	150	—	150	
				強制排気型	26 kW以下	50	5	—	5	
	密閉式	強制給排気型	26 kW以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの	—	—		100	60	60注3	60			

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後										改正前												
厨房設備	気体燃料	不燃	開放式	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14 kW以下	100	15 注	15	15 注	注：機 器本 体上 の方 又は 後の方 の距離 を示す。	気体燃料	不燃	開放式	ドロップ イン 式こん ろ、キ ャビネ ット型 グリル 付こん ろ	14 kW以下	100	15 注4	15	15 注4	注4： 機 器本 体上 の方 又は 後の方 の距離 を示す。		
				据置型 レンジ	21 kW以下	100	15 注	15	15 注					据置型 レンジ	21 kW以下	100	15 注4	15	15 注4			
	上記に分類 されないもの	使用温度 が800℃ 以上のもの	組込型 こんろ ・グリ ル付こ んろ・ グリド ル付こ んろ、 キャビ ネット 型こん ろ・グ リル付 こんろ ・グリ ドル付 こんろ	14 kW以下	80	0	—	0	上記に分類 されないもの		使用温度 が800℃ 以上のもの	ドロップ イン 式こん ろ、キ ャビネ ット型 グリル 付こん ろ	14 kW以下	80	0	—	0					
			据置型 レンジ	21 kW以下	80	0	—	0				据置型 レンジ	21 kW以下	80	0	—	0					
			使用温度 が300℃ 以上800 ℃未満のもの	—	150	100	200	100				使用温度 が300℃ 以上800 ℃未満のもの	—	150	100	200	100					
	ボイラー	気体燃料	不燃	開放式	フードを 付けない 場合	7 kW以下	40	4.5	4.5		4.5	ボイラー	気体燃料	不燃	開放式	フードを 付けない 場合	7 kW以下	40	4.5		4.5	4.5
					フードを 付ける場 合	7 kW以下	15	4.5	4.5		4.5					フードを 付ける場 合	7 kW以下	15	4.5		4.5	4.5
				半密閉式	12 kWを超え42 kW以 下	—	15	15	15		半密閉式				12 kWを超え42 kW以 下	—	15	15	15			
					12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5						12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
	密閉式	42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	密閉式	42 kW以下	4.5		4.5	4.5	4.5									

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前														
不燃	屋外用	フードを 付け ない 場合	42 k W以下	60	15	15	15	屋外用	フードを 付け ない 場合	42 k W以下	60	15	15	15					
		フードを 付け る 場合	42 k W以下	15	15	15	15		フードを 付け る 場合	42 k W以下	15	15	15	15					
	開放式	フードを 付け ない 場合	7 k W以下	30	4.5	-	4.5	開放式	フードを 付け ない 場合	7 k W以下	30	4.5	-	4.5					
		フードを 付け る 場合	7 k W以下	10	4.5	-	4.5		フードを 付け る 場合	7 k W以下	10	4.5	-	4.5					
	半密閉式			42 k W以下	-	4.5	-	4.5	半密閉式			42 k W以下	-	4.5	-	4.5			
				42 k W以下	4.5	4.5	-	4.5				42 k W以下	4.5	4.5	-	4.5			
	屋外用	フードを 付け ない 場合	42 k W以下	30	4.5	-	4.5	屋外用	フードを 付け ない 場合	42 k W以下	30	4.5	-	4.5					
		フードを 付け る 場合	42 k W以下	10	4.5	-	4.5		フードを 付け る 場合	42 k W以下	10	4.5	-	4.5					
	液体燃料	不燃以外			12 k Wを超え70 k W以 下	60	15	15	不燃以外			12 k Wを超え70 k W以 下	60	15	15	15			
					12 k W以下	40	4.5	15		4.5			12 k W以下	40	4.5	15	4.5		
不燃				12 k Wを超え70 k W以 下	50	5	-	5	不燃			12 k Wを超え70 k W以 下	50	5	-	5			
				12 k W以下	20	1.5	-	1.5				12 k W以下	20	1.5	-	1.5			
上記に分類されないもの				23 k Wを超える	120	45	150	45	上記に分類されないもの				23 k Wを超える	120	45	150	45		
				23 k W以下	120	30	100	30					23 k W以下	120	30	100	30		
気体燃料	開放式	バーナ ーが露 出	壁掛け 型、つ り下げ 型	7 k W以下	30	60	100	4.5	開放式	バーナ ーが露 出	壁掛け 型、つ り下げ 型	7 k W以下	30	60	100	4.5			
		バー ナー が隠 ぺい	自然対流 型	19 k W以下	60	4.5	4.5	注		4.5	4.5	半密閉式・ 密閉式	バー ナー が隠 ぺい	自然対流 型	19 k W以下	60	4.5	4.5	注
	開放式	バーナ ーが露 出	壁掛け 型、つ り下げ 型	7 k W以下	15	15	80	4.5	開放式	バーナ ーが露 出	壁掛け 型、つ り下げ 型		7 k W以下	15	15	80	4.5		
	半密閉式・ 密閉式	バー ナー が隠 ぺい	自然対流 型	19 k W以下	60	4.5	4.5	注		4.5	4.5	半密閉式・ 密閉式	バー ナー が隠 ぺい	自然対流 型	19 k W以下	60	4.5	4.5	注
液体燃料	不燃以外	半密閉式	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの	39 k W以下	150	100	100	100	不燃以外	半密閉式	機器の 全周か ら熱を 放散す るもの		39 k W以下	150	100	100	100		
			自然対流 型	機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39 k W以下	150	15	100			15	自然対流 型	機器の 上方又 は前方 に熱を 放散す るもの	39 k W以下	150	15	100	15	

注：熱対流方向が一方に集まる場合については60cmとする。

注5：熱対流方向が一方に集まる場合については60cmとする。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後										改正前													
不燃	半密閉式	機器の全周から熱を放散するもの	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100	不燃	半密閉式	機器の全周から熱を放散するもの	自然対流型	機器の上方又は前方に熱を放散するもの	39 kW以下	120	100	—	100				
				上記に分類されないもの	—	150	100	150	100					上記に分類されないもの	—	150	100	150	100				
				乾燥設備	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15					4.5	4.5	4.5	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	4.5
気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5	気体燃料	不燃	開放式	衣類乾燥機	5.8 kW以下	15	4.5	—	4.5						
				乾燥設備	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100					50	100	50	乾燥設備	上記に分類されないもの	内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50					30	内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30				
簡易湯沸設備	不燃	気体燃料	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5	不燃	気体燃料	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	40	4.5	4.5	4.5			
				瞬間型	フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5				瞬間型	フードを付ける場合	7 kW以下	15	4.5	4.5	4.5			
					フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5					瞬間型	フードを付けない場合	12 kW以下	40	4.5	4.5	4.5		
				瞬間型	フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5				瞬間型		フードを付ける場合	12 kW以下	15	4.5	4.5	4.5		
					半密閉式	12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5					半密閉式	12 kW以下	—	4.5	4.5	4.5			
				密閉式	常圧貯蔵型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				密閉式	常圧貯蔵型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
					瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—					0	瞬間型	調理台型	12 kW以下	—	0	—	0	
				屋外用	瞬間型	壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5				4.5	瞬間型		壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
						フードを付けない場合	12 kW以下	60	15	15				15		屋外用	フードを付けない場合	12 kW以下	60	15	15	15	
				開放式	常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15				15	開放式		常圧貯蔵型	フードを付ける場合	12 kW以下	15	15	15	15
						フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—				4.5		開放式		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7 kW以下	30	4.5	—
				フードを付ける場合	7 kW以下	10	4.5	—	4.5	フードを付ける場合				7 kW以下	10		4.5		—	4.5			

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

		改正後				改正前							
給湯湯沸設備	液体燃料	瞬間型	フードを付ける場合	12 kW以下	30	4.5	-	4.5	30	4.5	-	4.5	
			フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	-	4.5					
		半密閉式	12 kW以下	-	4.5	-	4.5	30	4.5	-	4.5		
		密閉式	常圧貯蔵型	12 kW以下	4.5	4.5	-					4.5	
			瞬間型	調理台型	12 kW以下	-	0					-	0
				壁掛け型、据置型	12 kW以下	4.5	4.5					-	4.5
	屋外用	フードを付けない場合	12 kW以下	30	4.5	-	4.5						
		フードを付ける場合	12 kW以下	10	4.5	-	4.5						
	液体燃料	不燃以外	12 kW以下	40	4.5	15	4.5	40	4.5	15	4.5		
		不燃	12 kW以下	20	1.5	-	1.5						
	給湯湯沸設備	気体燃料	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	15	15	15	-	15	15	15
				瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	15	15	15				
密閉式			常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5					
			瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0				
				壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用			常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	60	15	15	15				
			瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15				
不燃以外			半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5
				瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5				
			密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5				
				瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0			
					壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5			
		屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	60	15	15	15				
瞬間型			フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15					
給湯湯沸設備		気体燃料	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	15	15	15	-	15	15	15
				瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	15	15	15				
			密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
				瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0			
	壁掛け型、据置型				12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
	屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	60	15	15	15				
		瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15					
	不燃	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5	
			瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5					
		密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5					
			瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0				
				壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5				
屋外用		常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	-	4.5					
	瞬間型	フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	-	4.5						
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5		
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5						
	密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5						
		瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0					
			壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5					
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	30	4.5	-	4.5					
瞬間型		フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	-	4.5						
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5		
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5						
	密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5						
		瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0					
			壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5					
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	-	4.5					
瞬間型		フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	-	4.5						
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5		
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5						
	密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5						
		瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0					
			壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5					
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	-	4.5					
瞬間型		フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	-	4.5						
給湯湯沸設備	半密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	-	4.5	-	4.5	-	4.5	-	4.5		
		瞬間型	12 kWを超え70 kW以下	-	4.5	-	4.5						
	密閉式	常圧貯蔵型	12 kWを超え42 kW以下	4.5	4.5	-	4.5						
		瞬間型	調理台型	12 kWを超え70 kW以下	-	0	-	0					
			壁掛け型、据置型	12 kWを超え70 kW以下	4.5	4.5	-	4.5					
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	12 kWを超え42 kW以下	10	4.5	-	4.5					
瞬間型		フードを付けない場合	12 kWを超え70 kW以下	30	4.5	-	4.5						

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後										改正前									
液体燃料	不燃以外			12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15											
		不燃			12 kWを超え70 kW以下	50	5	-	5										
	上記に分類されないもの				-	60	15	60	15										
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注1: 熱対流方向が一方に集中する場合には60 cmとする。 注2: 方向性を有するものについては100 cmとする。									
			バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100										
		バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5											
		バーナが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5											
	不燃	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5										
			バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80										
		バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5											
		バーナが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5											
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20										
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100										
					7 kW以下	100	50	50	50										
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12 kW以下	100	15	100	15										
			温風を全周方向に吹き出すもの		7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150										
					7 kW以下	100	100	100	100										
	液体燃料	不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	-	5									
				自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	120	100	-	100									
						7 kW以下	80	30	-	30									
		強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12 kW以下	80	5	-	5										
			温風を全周方向に吹き出すもの		7 kWを超え12 kW以下	80	150	-	150										
					7 kW以下	80	100	-	100										
固体燃料				-	100	50	50	50	注2										
液体燃料	不燃以外			12 kWを超え70 kW以下	60	15	15	15											
		不燃			12 kWを超え70 kW以下	50	5	-	5										
	上記に分類されないもの				-	60	15	60	15										
気体燃料	不燃以外	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	100	30	100	4.5	注6: 方向性を有するものについては100 cmとする。									
			バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	100	100	100	100										
		バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	100	4.5	4.5	4.5											
		バーナが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5											
	不燃	開放式	バーナが露出	前方放射型	7 kW以下	80	15	80	4.5										
			バーナが露出	全周放射型	7 kW以下	80	80	80	80										
		バーナが隠ぺい	自然対流型	7 kW以下	80	4.5	4.5	4.5											
		バーナが隠ぺい	強制対流型	7 kW以下	4.5	4.5	60	4.5											
移動式ストーブ	不燃以外	開放式	放射型		7 kW以下	100	50	100	20										
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	150	100	100	100										
					7 kW以下	100	50	50	50										
	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12 kW以下	100	15	100	15											
		温風を全周方向に吹き出すもの		7 kWを超え12 kW以下	100	150	150	150											
				7 kW以下	100	100	100	100											
液体燃料	不燃	開放式	放射型		7 kW以下	80	30	-	5										
			自然対流型		7 kWを超え12 kW以下	120	100	-	100										
					7 kW以下	80	30	-	30										
	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの		12 kW以下	80	5	-	5											
		温風を全周方向に吹き出すもの		7 kWを超え12 kW以下	80	150	-	150											
				7 kW以下	80	100	-	100											
固体燃料				-	100	50	50	50	注6										

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前												
調理用器具	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ(1口) 5.8kW以下	100	15	15	15	卓上型 こんろ(1口) 5.8kW以下	100	15	15	15				
				卓上型 こんろ(2口以上) ・グリル付 こんろ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	100	15注	15	15注	卓上型 こんろ(2口以上) ・グリル付 こんろ	100	15注4	15	15注4			
				加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15	15	加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	100	15	15	15
				加熱部が隠ぺい	卓上型 オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5	加熱部が隠ぺい	卓上型 オープン・グリル (フードを付けない場合)	7kW以下	50	4.5	4.5	4.5
				加熱部が隠ぺい	卓上型 オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5	加熱部が隠ぺい	卓上型 オープン・グリル (フードを付ける場合)	7kW以下	15	4.5	4.5	4.5
				加熱部が隠ぺい	炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10	加熱部が隠ぺい	炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7kW以下	30	10	10	10
	加熱部が隠ぺい	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	-	30	10	10	10	加熱部が隠ぺい	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	-	30	10	10	10			
	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型 こんろ(1口) 5.8kW以下	80	0	-	0	卓上型 こんろ(1口) 5.8kW以下	80	0	-	0				
				卓上型 こんろ(2口以上) ・グリル付 こんろ・グリ ドル付 こんろ	14kW以下	80	0	-	0	卓上型 こんろ(2口以上) ・グリル付 こんろ	80	0	-	0			
				加熱部が隠ぺい	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0	加熱部が隠ぺい	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0
				加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0	加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0
				加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0	加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0
加熱部が開放				卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0	加熱部が開放	卓上型 グリル	7kW以下	80	0	-	0	

注:機器本体上方の側方又は後方の距離を示す。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前										
加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW以下	30	4.5	-	4.5	卓上型オープン・グリル (フードを付けない場合)	7 kW以下	30	4.5	-	4.5			
	卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	10	4.5	-	4.5	卓上型オープン・グリル (フードを付ける場合)	7 kW以下	10	4.5	-	4.5			
	炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	15	4.5	-	4.5	炊飯器 (炊飯容量4リットル以下)	4.7 kW以下	15	4.5	-	4.5			
	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	-	15	4.5	-	4.5	圧力調理器 (内容積10リットル以下)	-	15	4.5	-	4.5			
移動式こんろ	液体燃料	不燃以外	6 kW以下	100	15	15	15	液体燃料	不燃以外	6 kW以下	100	15	15	15	
	液体燃料	不燃	6 kW以下	80	0	-	0	液体燃料	不燃	6 kW以下	80	0	-	0	
	固体燃料	-	-	100	30	30	30	固体燃料	-	-	100	30	30	30	
電気温風機	電気	不燃以外	2 kW以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	電気	不燃以外	2 kW以下	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	4.5 注7	
	電気	不燃	2 kW以下	0 注	0 注	- 注	0 注	電気	不燃	2 kW以下	0 注7	0 注7	- 注7	0 注7	
電気調理用機器	電気	不燃以外	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	電気	不燃以外	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2
				-	20 注1	-	20 注1					-	20 注8	-	20 注8
電気調理用機器	電気	不燃以外	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	-	10 注2	-	10 注2	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	電気	不燃以外	4.8 kW以下 (1口当たり2 kWを超え3 kW以下)	100	2	2	2
				-	10 注2	-	10 注2					-	100	2	2

注：温風の吹き出し方向にあつては60 cmとする。

注7：温風の吹き出し方向にあつては60 cmとする。

注8：機器本体上方の側方又は後の距離 (発熱の外周からの距離) を示す。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後					改正前										
電気	不燃	この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	電気レンジ	不燃	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
			4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0	
			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2			4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2	
			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0			4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2	
			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2			4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2	
			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	0	0	
			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0			4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2	
			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0			5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2	
			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0	
			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0			この部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	80	0	0	0	
電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注
			2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注				2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注
電子レンジ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注	電子レンジ	不燃	電熱装置を有するもの	2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注
			2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注				2kW以下	10	4.5注	4.5注	4.5注

ける発熱体の外周からの距離)を示す。
注2: 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離(この部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。

注9: 電気レンジでこの部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の本体上方の側方又は後方の離隔距離(発熱体の外周からの距離)を示す。
注10: 排気口面については10cmとする。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後							改正前										
電気ストーブ	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5	電気ストーブ	不燃以外	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	30	100	4.5		
		全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100			電気ストーブ	不燃以外	全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	100	100	100
		自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5	4.5	4.5					電気ストーブ	不燃	自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	100	4.5
	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	15	—	4.5	電気ストーブ	不燃	前方放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80			15	—	4.5	
	全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	80	—	80			電気ストーブ	不燃	全周放射型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）			2 kW以下	80	80	—
	自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—	0					電気ストーブ	不燃	自然対流型（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	2 kW以下	80	0	—
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器	1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器			1 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5
	不燃	食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—	0		電気乾燥器	不燃			食器乾燥器	1 kW以下	0	0	—
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	電気乾燥機		不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	0	—	0		電気乾燥機	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3 kW以下	4.5	0	—	0	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	電気温水器		不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0		電気温水器	不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10 kW以下	0	0	—	0	

注1：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。
注2：排気口面にあつては4.5 cmとする。

注11：前面に排気口を有する機器にあつては0 cmとする。

注12：排気口面にあつては4.5 cmとする。

二宮町火災予防条例の一部を改正する条例の新旧対照表

改正後	改正前
<p>備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>	<p>備考1 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。</p> <p>2 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。</p> <p>3 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。</p>